

国の「サポカー補助金」について

1 趣旨

サポカー（セーフティ・サポートカー）の普及を進め、高齢運転者による交通事故を減らすため、経済産業省及び国土交通省による「サポカー補助金」の申請受付が始まっています。

市内におけるサポカー普及のため、より多くの皆様に「サポカー補助金」を活用いただけるよう、各自治会・町内会掲示板への啓発ポスター（別添資料表面）掲出について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、この補助金の申請受付は、令和2年3月から開始されていますが、予算がなくなり次第終了となります。

※新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえ、ポスター掲出時期等は改めて調整させていただきます。

2 補助金の概要

(1) 対象者

令和2年度中に65歳以上となる方

(令和2年度中に65歳以上となる運転者を雇用する事業者を含む)

(2) 補助対象車両等及び補助額

ア サポカー車両（新車・中古車）の購入に対する補助（車両購入者が申請）

搭載される機能	新車 (R1.12.23以降新規登録)		中古車 (R2.3.9以降登録)
	登録車 (軽以外)	軽自動車	
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者) ・ペダル踏み間違い時急発進抑制装置	10万円	7万円	4万円
・衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)のみ	6万円	3万円	2万円

イ ペダル踏み間違い時急発進抑制装置の取付けに対する補助（認定取扱事業者が申請）

・障害物検知機能つき (R2.3.9以降取付)	4万円
・障害物検知機能なし (〃)	2万円

3 「サポカー補助金」に関する問合せ先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

コールセンター：0570-05-8850 受付時間 9：00～17：15（土・日・祝日は休み）

(担当)

道路局 交通安全・自転車政策課
酒井 電話 045-671-2775

65歳以上の方対象

※令和2年度中に65歳以上となる方

ナオカー 補助金制度 始まりました。

対歩行者衝突被害軽減ブレーキ搭載車の購入等を支援します!

(詳しくは裏面をご覧下さい)

登録車(新車)

最大 10 万円

軽自動車(新車)

最大 7 万円

後付け装置

最大 4 万円

中古車

最大 4 万円

お問い合わせはこちラ コールセンター 0570-05-8850 受付時間 9:00~17:15
(土・日・祝祭日休み)

日本自動車工業会 日本自動車販売協会連合会 全国軽自動車協会連合会

日本自動車輸入組合 日本中古自動車販売協会連合会

サポカー補助金は、高齢者の**交通事故防止対策**の一環として、「**対歩行者衝突被害軽減ブレーキ**」や「**ペダル踏み間違い急発進抑制装置**」を搭載する車の購入、及び「**後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置**」の購入等を**支援する制度**です。

補助金を申請出来るのは、**令和2年度中に65歳以上となる方**で、**対象装置を搭載した自動車を購入**、**又は後付けの対象装置を購入された方**となります。^{※1}

※1 令和2年度中に65歳となる方については、令和2年度中に対象装置を搭載した自動車を購入、又は後付けの対象装置を購入された方が対象になります。

令和2年3月9日から申請受付を開始しています。

申請先は、一般社団法人「**次世代自動車振興センター**」となります。

<http://www.cev-pc.or.jp/>(申請総額が予算額を超過する場合、申請締切前であっても募集終了となります)

車両購入補助について

●新車：**令和元年12月23日以降**^{※2}に、新車新規登録又は新車新規検査届出された自動車が対象となります。

※2 同日以降に補助対象に追加された車種については、追加された日から対象になります。

●中古車：**令和2年3月9日以降**に、中古車として登録(登録車)又は検査証交付(軽自動車)された自動車が対象となります。

●対象装置と補助額：

対象の装置と補助額は

下記①②及び右記の通りです。

①対歩行者衝突被害軽減ブレーキ
②ペダル踏み間違い急発進抑制装置

	①と②を搭載する自動車を購入した場合	①のみを搭載する自動車を購入した場合
新車(登録車)	10万円	6万円
新車(軽自動車)	7万円	3万円
中古車	4万円	2万円

●対象車種の詳しい情報は、経済産業省・国土交通省のホームページで公表されております。

後付け装置補助について

●**令和2年3月9日以降**に、認定された店舗において、販売・取付けされた後付け装置が対象となります。

●対象装置と補助額：

対象の装置と補助額は

右記の通りです。

装置名	補助額
障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置	4万円*
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	2万円

*補助額は条件により異なります。

●補助金を申請出来るのは、**後付け装置を販売する「後付け装置取扱事業者」として認定を受けた方**となります。

対象装置を**購入された方**ではありません。(購入時に、後付け装置の設置に要する費用から補助額が控除された額を支払います)

●認定された店舗の詳しい情報は、一般社団法人 次世代自動車振興センターのホームページで公表されております。

補助金申請～交付までの流れ

